

小中一貫教育を推進する
義務教育学校の創設に向けて

(答 申 書)

令和元年10月9日

美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会

目 次

はじめに	1
第1章 小中一貫教育が取り組まれている背景	2
1. 小中一貫教育の動向	2
2. 小中一貫教育の意義	2
3. 小中一貫教育とコミュニティ・スクール	3
第2章 これからの時代に対応した学校教育のあり方	4
1. これからの時代	4
2. 新教育課程	4
3. 学校を変える、地域を変える	5
第3章 義務教育学校の創設	7
1. 創設の検討経過	7
2. 義務教育学校の成果	8
3. 義務教育学校の課題	9
4. 創設について	10
第4章 今後取り組むべき課題	11
1. 建設地の決定	11
2. 開校までの準備等	11
おわりに	13

はじめに

平成 28 年 5 月に「柵原地域の学校建設についての基本的な考え方」を検討するために設置した「美咲町柵原地域学校建設検討委員会」は、計 6 回の審議を重ねて、平成 29 年 3 月に「小中一貫教育を推進する義務教育学校の創設が望ましい」という方向性を示した報告書をまとめた。

その後、平成 29 年 10 月には本委員会である「美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会」が設置された。先進地視察と、計 7 回の会議を開催したが、平成 30 年 10 月 16 日を最後に、その後は美咲町執行部の交代等もあり、検討委員会はしばらくの間立ち止まっていた。その後、新執行部がスタートしたのを機に、町教育委員会において今までの歩みを再検証して、柵原地域の学校建設問題を再び軌道に乗せ、速やかに前進させるよう努めてきた。

令和元年 7 月 26 日に第 8 回を開催し、8 月中には町教育委員会が柵原地域住民の方々や保育園の保護者会、小・中学校の P T A 対象の説明会を開催し、意見交換会を行った。

説明会では、まだ先進事例が少ない中で、さらに議論が必要であるという慎重な意見や学校が変化することへの不安の声もあった。しかし、それは行政で責任を持って対応していただければよい、義務教育学校という新しい取組が行われるのは、保護者としてうれしく思う、P T A の会議ではできるだけ早くしっかりした内容で進めて欲しい、という多くの声があったとの報告を受けた。

その結果等も踏まえて、本委員会は第 10 回を最後として答申をまとめた。

本委員会としては、本答申が義務教育学校の創設に向けて速やかに実施されるとともに、新しい時代にふさわしい教育が実現されることを切に希望する。

第1章 小中一貫教育が取り組まれている背景

1. 小中一貫教育の動向

平成17年に中央教育審議会は「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」として、新たな義務教育の姿を示し、平成20年に告示された学習指導要領においても小・中学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられた。

こうした中、小・中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として、学習指導や生徒指導において互いに協力するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握して系統性・連続性に配慮した教育に取り組む機運が高まり、小中一貫教育が取り組まれるようになった。

そして、この取り組みは全国に広がり、今後も更なる増加が見込まれている。

2. 小中一貫教育の意義

平成26年12月22日に中央教育審議会から出された「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」の答申の審議に先立って行われた調査によると、「小中連携教育」と「小中一貫教育」とは、次のように記されている。

「小中連携教育とは、小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育」

連携教育については、小・中学校が互いに情報交換や交流をすることは大切であり、有意義であるが、連携というレベルだけでは、今の子どもへの教育に十分に資するには限界がある。

一方、「小中一貫教育とは、小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」となっている。

これからの新教育課程（カリキュラム）に沿った教育の展開や子ども達の発育発達の低年齢化に対応するには、どうしても連続した9年

間を義務教育期間という視点でとらえ直し、系統的な教育実践（小中一貫教育）が有効である。

3. 小中一貫教育とコミュニティ・スクール

小中一貫教育を推進するには「たての接続」と、コミュニティ・スクールによる「よこの連携」を図ることが大切である。

「たての接続」とは、9年間を見通した教育課程の編成である。

保育園と新たな義務教育学校との円滑な接続や課題の共有を図っていくことが、柵原地域の子育てをなお一層充実させる。

「よこの連携」とは、教室の学びを地域社会に接続させることである。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域と共にある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みである。

地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めながら、小中一貫教育をより充実させることが可能である。

第2章 これからの時代に対応した学校教育のあり方

1. これからの時代

これからの時代を象徴する「society5.0の時代」という表現がある。いわゆる「AI時代」（人工知能時代）のことである。

今は情報化時代（society4.0）とAI時代（society5.0）が混在している時代であろうか。資源の乏しい日本が、これからも国際化の中で共存共栄しながら生きていくには、全ての産業の発展が重要である。こうした一連の流れの中で、学校教育のあり方も常に問い直しを迫られている。

今日では、高大連携、中高一貫教育、小中一貫教育、保小一貫教育が実践されている。即ち、校種間の接続を見直すことで教育の一貫性を重視し、子どもの成長に必要な段差を意識しつつ、同時に滑らかな接続を実現することで、より質の高い教育の実現を目指している。

学び方についても、「主体的・対話的で深い学び」を目指した「アクティブ・ラーニング」と、楽しく学ぶ、考え方を学ぶ、常に最先端を意識した「プログラミング教育」を通じて、学び方を学ぶ授業を実践することが求められている。

2. 新教育課程

小中一貫教育の取組において、教育課程の編成実施は、その根幹となるものである。

小中一貫教育の実施にあたっては、小学校と中学校の教育課程の系統性を確保していくことが重要である。

小学校教員は、自らが指導する内容が中学校における学習にどのようにつながっていくのか理解しながら指導し、中学校教員は小学校における学習の程度を把握したうえで、指導をすることが必要である。

こうした系統性の確保とともに、児童生徒の発達の段階を踏まえた独自性を尊重していくことも重要である。

小学校における学級担任制と中学校における教科担任制は児童生

徒の発達に合わせ、指導における専門性を高めていく観点から柔軟に対応することが必要である。

また、地域において育てたい子ども像について、関係者が議論し、それを実現する一貫した教育課程を小・中学校が協働して編成し、教材を開発することが重要である。このことを通して、小・中の教員が連携して教育課程を主体的に見直し、見通しをもった取り組みを重ねることで、より一層の効果をあげることができると考えられる。

新学習指導要領は、校種間の円滑な接続・連携の観点が特に重視され、教科においても発達や学年の段階を踏まえた円滑な接続を図ることを重視して改善が図られている。

小中一貫教育の実施にあたっては、この趣旨を十分に踏まえつつ、小・中学校教員が義務教育9年間を見通した教育課程を編成することが求められる。

3. 学校を変える、地域を変える

これからの時代と社会に求められる新しい教育課程に最適な学校を創設することが求められる。

学校にとっては、教育課程が最重要であり、小中一貫教育で9年間の系統的なカリキュラムを組むことが求められている。教科の指導においては、来年度から小学校5～6学年で英語を正式に教科として学ぶこととなる。

児童生徒にとっても、教員の側にとっても、専門教科の免許状の取得者から学び、教えることが望ましい。ますます教科の専門性に応じた指導が求められる。そのためには小・中学校教員の相互乗り入れ授業が容易な教員組織や指導体制が組みやすいことが大切である。

また、地域に開かれた教育課程を編成することにより、子どもを中心として、共生、協働の地域づくりをめざし、地域を変えていく取組をすることが必要である。地域再生のためには、子どもが地域の行事に参加したり、大人の働く姿を多く見せることも大切である。

上級生は下級生を助けながら、世話をすることを通して、将来、地

域のリーダーとしての活躍が望まれる。少子化の中、切磋琢磨することも求められる。こうしたことが、これからの学校には期待されている。

第3章 義務教育学校の創設

1. 創設の検討経過

柵原中学校は、中央地域や旭地域の中学校に比べて老朽化しており、早期建設を求める声が多く寄せられていた。

中央中学校は、昭和39年の建築で46年経過後、また旭中学校は昭和34年の建築で43年経過後、新築した。建築基準の判定によると、両校とも危険建物になっていたため、国の補助対象として建替えることができた。

一方、柵原中学校の場合、昭和53年の建築で、現在41年が経過している。しかし、平成19年に耐震診断を実施したところ、本校舎は耐震基準を満たしていたが、技術棟と体育館は基準以下という結果が出た。そのため、平成20年に技術棟と体育館の耐震改修を行った。

本委員会では、

「本町がめざす学校教育の姿」

「柵原中学校区の教育施設の在り方」

「小中一貫教育についての基本的な考え方」

「柵原中学校区における小中一貫教育の姿」

に論点を置いて、そして真剣に討議を重ねた。第1章と第2章の小中一貫教育の意義について理解し、その上に立って、下記の(1)～(6)の視点も幅広く検討してきた。

(1) 新教育課程への対応

これからの新教育課程（カリキュラム）に対応するには、これからの学校改革（制度）に即した学校整備（ソフト・ハードの両面）が求められる。

(2) 適正規模

少子化により、児童生徒が減少する中で、学習効果を維持・向上

させるための適正な学校規模と学級規模を実現することを重視し、先を見据えた学校運営が求められる。

(3) 防災面

現在の学校の位置は、災害、防災面で必ずしも安全とは言いにくい場所で、避難場所としても活用できにくい。

(4) 老朽化

柵原西小学校、柵原東小学校、柵原中学校とも老朽化しており、安全・安心が保障できにくい状況になっている。

(5) 衛生面

柵原共同調理場も老朽化しており、衛生面で指導があるなど、早急な対応が求められている。

(6) 財政面

単独校の建て替えでは補助金が出ないが、一体型施設では補助対象になる。

2. 義務教育学校の成果

小中一貫教育の特徴は一体的な組織体制の下で目指す子ども像を共有し、9年間一貫した系統的な教育課程を編成し、実施しうることにある。

平成26年度に文部科学省が行った「小中一貫教育等についての実態調査」において、学校現場からの声によると、成果が次のように示されている。

(1) 小中一貫教育の実施経過年数が長い取組の方が多くの成果を認識している

(2) 小学校における教科担任制を多くの教科で導入している取組の方

- が多くの成果を認識している
- (3) 小・中教員の乗り入れ授業を実施している取組の方が多くの成果を認識している
 - (4) 一人の校長がマネジメントをしている取組の方が多くの成果を認識している
 - (5) 現行の6・3制とは異なる学年段階の区切りを導入している取組の方が多くの成果を認識している
 - (6) 9年間の一貫した学校教育目標・カリキュラムを編成している取組の方が多くの成果を認識している
 - (7) 施設隣接型・施設分離型よりも施設一体型の取組の方が多くの成果を認識している

3. 義務教育学校の課題

課題として示されているものは、以下のとおりであるが、それらの課題を解消するための対応策についても記述しておく。

- (1) 小規模校では9年間同じメンバーとなり、人間関係が固定化しやすい。

対応：より相手の立場や状況を踏まえたコミュニケーション能力を育むことができ、下級生は上級生の姿に憧れ、目指す目標となるよう、異学年との組み合わせで活動することが必要である。

- (2) リーダーシップや自主性を養う機会が減る。

対応：先進校の好事例に学びながら、特に小学校中学年、高学年においてリーダーシップ等を育む機会の創出に努めたり、児童会活動の充実を努めたりするなど、異学年交流の充実を検討することが必要である。

- (3) 小学校卒業の達成感がなく、中学校入学の新鮮さが薄れる。

対応：学校生活に変化を持たせることができるよう、例えば前期課

程終了時において、子どもの意見や主体性を反映した企画やセレモニーを行うなど、独自の機会を設定することが必要である。

(4) 小学校は学級担任制、中学校は教科担任制による文化が強いため、小・中教員の相互乗り入れ授業を行ううえで困難を生じる可能性がある。

対応：校長のリーダーシップの下に、小中学校独自の文化や考え方を踏まえ、教職員の共通認識とベクトルを揃え、お互いに協働と補完できる関係をつくる必要がある。

(5) 制度に慣れるまでは当分の間、教職員の時間の確保が難しく、負担も大きく、多忙感がある。

対応：教職員の負担軽減の取組が効果的に行われるよう、先進事例を参考に連携体制の構築や校務運営体制の見直し等に対する支援が必要である。

いずれも、今後の設置が必要なワーキンググループで十分な議論を重ねられたい。

4. 創設について

これらの結果から、主体的・対話的で深い学びを目指し、楽しく考え方を学ぶために9年間を見通した教育課程を編成する「たての接続」と、地域活性化のために教室の学びを地域社会に接続させる「よこの連携」を重視し、小中一貫教育を实践するうえでは、施設一体型の義務教育学校が最適と考える。

第4章 今後取り組むべき課題

1. 建設地の決定

以下の視点を中心として、早急に建設場所を決定されたい。

(1) これからの新教育課程に対応できる場所であること

- ・小中一体（同一場所）となった義務教育学校の校地が十分に確保できる場所
- ・地域と学校の交流が図りやすい場所

(2) 児童生徒の教育効果を支援できる場所であること

- ・児童生徒にとって社会参加や地域貢献のできやすい場所
- ・保護者や地域住民から児童生徒への目が届きやすい場所
- ・教室での学びを地域社会と接続しやすい場所

(3) 安全・安心な場所であること

- ・岡山県等から土砂災害警戒区域や特別警戒区域の指定をされておらず、災害・防災面でより安全で安心できる場所
- ・地域住民にとって避難場所に活用できる場所

(4) 今後の展望が開け、希望が持てる場所であること

- ・他の教育施設との連携や活性化が図れる場所
- ・今後の教育施設との共存が期待できる場所
- ・学校の周辺に新住民が集まる可能性のある場所

2. 開校までの準備等

小学校と中学校一体型の義務教育学校の創設が決定すれば、直ちに開校時には、スムーズに子どもたちの受け入れができるように準備をすることが求められる。

例えば、「やなはら学園整備検討委員会（仮称）」を設置し、その中

に「総務部会」、「通学部会」や「カリキュラム部会」等を立ち上げ、「総務部会」では、校名、校章、校歌、制服などに係ること、「通学部会」では、通学路、通学方法に係ること、「カリキュラム部会」では、学校経営方針、9年間を見通したカリキュラムの編成、学校組織のあり方等の検討が必要である。

当然、そこには学校教職員、保護者、地域の方々及び有識者等の方々を加えた委員会を設けることが大切である。

また、教職員配置については、学校統合により戦力ダウンにつながることをないよう、むしろ、より充実させることが必要である。

そして今後も、義務教育学校の管理運営面についての情報収集や先進地視察を行い、美咲町の子どもたちの未来のために、また、これからの時代に対応した学校の創設に努めることが求められる。

おわりに

美咲町においては、過疎・少子高齢化の波が一層進み、また、生産年齢人口は減少し続けている。

また、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化や人、物、情報の国境を越えた流通が、美咲町だけでなく全国で進んでいる。

こうした厳しい時代に生きる子どもたちは、自らの手で、自らの人生を切り拓くとともに、多様な価値観を受け入れ、共生していくことが求められる。

本委員会では、そうした新しい時代を見据えた教育の実現へ、国（文部科学省）の改革と相まって、これからの新教育課程に対応し、柔軟で効果的な教育実践が展開できる義務教育学校の創設を求めるという方向での答申をまとめた。

最後にあたり、今日までご審議いただいた本委員会委員の皆様方に厚くお礼申し上げます。

美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会

委員長 高 旗 浩 志

美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会の概要

1. 委員

役 職	氏 名 ・ 任 期	備 考
委員長	高 旗 浩 志 H29.10.17～R1.10.16	岡山大学教師教育開発センター 教授
副委員長	壺 内 俊 雄 H29.10.17～R1.10.16	柵原中学校前P T A会長 柵原西小学校P T A会長
委員	金 谷 高 子 H29.10.17～R1.7.25	美咲町議会議員
委員	藤 井 智 江 H29.10.17～R1.10.16	美咲町議会議員
委員	松 田 英 二 R1.7.26～R1.10.16	美咲町議会議員
委員	岡 部 初 江 H29.10.17～H30.10.15	美咲町副町長
委員	池 上 康 夫 H30.10.16～R1.7.25	美咲町副町長
委員	忠 政 堅 之 R1.7.26～R1.10.16	美咲町副町長
委員	柴 原 靖 彦 H29.10.17～R1.7.25	美咲町教育委員会教育長
委員	黒 瀬 堅 志 R1.7.26～R1.10.16	美咲町教育委員会教育長
委員	寒 竹 美 穂 H29.10.17～R1.10.16	美咲町教育委員会教育委員
委員	松 永 匡 人 H29.10.17～R1.7.25	柵原西小学校長
委員	直 原 徳 賢 R1.7.26～R1.10.16	柵原西小学校長
委員	早 瀬 正 博 H29.10.17～R1.10.16	柵原東小学校長
委員	西 本 憲 弘 H29.10.17～R1.7.25	柵原中学校長
委員	右 手 一 裕 R1.7.26～R1.10.16	柵原中学校長
委員	松 本 あさ子 H29.10.17～R1.10.16	柵原西小学校P T A会長 柵原西小学校前P T A会長
委員	礪 山 正 和 H29.10.17～R1.7.25	柵原東小学校P T A会長
委員	浦 上 雅 彦 R1.7.26～R1.10.16	柵原東小学校P T A会長

役 職	氏 名 ・ 任 期	備 考
委員	垂 井 晋 一 H29. 10. 17～R1. 7. 25	柵原中学校 P T A 会長
委員	清 水 麻 衣 R1. 7. 26～R1. 10. 16	柵原中学校 P T A 会長
委員	柴 原 由 佳 H29. 10. 17～R1. 10. 16	柵原西保育園長
委員	池 田 民 子 H29. 10. 17～R1. 10. 16	柵原東保育園長
委員	谷 平 悠 H29. 10. 17～H30. 6. 13	柵原西保育園保護者会長
委員	垂 井 隆 政 H30. 6. 14～R1. 7. 25	柵原西保育園保護者会長
委員	牛 房 恭 亮 R1. 7. 26～R1. 10. 16	柵原西保育園保護者会長
委員	牧 智 之 H29. 10. 17～H30. 6. 13	柵原東保育園保護者会長
委員	田 口 公 喜 H30. 6. 14～R1. 7. 25	柵原東保育園保護者会長
委員	山 下 和 男 R1. 7. 26～R1. 10. 16	柵原東保育園保護者会長
委員	林 田 増 美 H29. 10. 17～R1. 10. 16	自治会長協議会長 本庁地区代表小瀬自治会長
委員	直 原 篤 H29. 10. 17～R1. 10. 16	吉岡地区代表定宗自治会長
委員	秋 山 申 一 H29. 10. 17～R1. 10. 16	自治会長協議会柵原分会副会長 飯岡地区代表飯岡上自治会長
委員	草 苺 完 治 H29. 10. 17～H30. 6. 13	北和気地区代表百々自治会長
委員	山 本 吉 男 H30. 6. 14～R1. 7. 25	北和気地区代表書副自治会長
委員	山 下 善 教 R1. 7. 26～R1. 10. 16	北和気地区代表安井自治会長
委員	鳥 越 晋 次 H29. 10. 17～R1. 7. 25	自治会長協議会柵原分会副会長 南和気地区代表松尾自治会長
委員	中 村 陽 一 R1. 7. 26～R1. 10. 16	南和気地区代表藤田下自治会長
委員	泉 和 男 H29. 10. 17～R1. 7. 25	柵原中学校運営協議会代表
委員	木 谷 正 弘 R1. 7. 26～R1. 10. 16	柵原中学校運営協議会代表

2. 会議

(1) 第1回美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会

日時 平成29年10月17日(火) 午後6時30分～

場所 柵原総合文化センター 大ホール

協議事項

- ・柵原中学校区小中一貫教育基本計画(案)について

(2) 第2回美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会

日時 平成29年11月21日(火) 午後6時30分～

場所 柵原総合文化センター 大ホール

協議事項

- ・柵原中学校区小中一貫教育基本計画(案)について
- ・柵原西小学校区を対象とした合同説明会の報告

(3) 第3回美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会

日時 平成30年1月16日(火) 午後6時30分～

場所 柵原総合文化センター 大ホール

協議事項

- ・美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会設置要綱改正について
- ・柵原東小学校区説明会の報告について
- ・第2回検討委員会の協議事項の振り返りについて
- ・義務教育学校創設へ向けた人口推計及び施設形態について

(4) 第4回美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会

日時 平成30年3月14日(水) 午後6時30分～

場所 柵原総合文化センター 大ホール

協議事項

- ・柵原地区における義務教育学校の創設と施設の在り方について(案)

- ・建設位置の候補地（案）について
- ・今後のスケジュール（案）について
- ・その他（近隣県で開校された義務教育学校の先進地視察）

（５）第５回美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会

日時 平成３０年４月１８日（水）午後６時３０分～

場所 柵原総合文化センター 大ホール

協議事項

- ・義務教育学校「亀岡川東学園」の事例紹介
- ・義務教育学校の施設形態（案）について
- ・学校建設に伴う候補地選定の要件について
- ・今後のスケジュール（案）の確認
- ・義務教育学校の視察について

（６）美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会先進地視察研修

日時 平成３０年５月２９日（火）午後１時３０分～

視察先 義務教育学校「亀岡市立亀岡川東学園」

（７）第６回美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会

日時 平成３０年６月１４日（木）午後６時３０分～

場所 柵原総合文化センター 大ホール

協議事項

- ・義務教育学校「亀岡川東学園」の視察についての報告・感想
- ・住民説明会及び意見交換会の日程について
- ・柵原地域義務教育学校創設に向けて今後の方針

（８）第７回美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会

日時 平成３０年１０月１６日（火）午後６時３０分～

場所 柵原総合文化センター 大ホール

協議事項

- ・ 地区説明会の報告（質問及び回答についてQ & A）
- ・ 学校建設候補地について（地区からあった候補地の概要）
- ・ 専門部会の設立について（要綱改正（案））

(9) 第8回美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会

日時 令和元年7月26日（金）午後6時30分～

場所 柵原本庁コミュニティセンター

協議事項

- ・ 柵原地域学校建設説明会について
- ・ 今後の検討委員会の開催について

(10) 第9回美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会

日時 令和元年9月9日（月）午後6時30分～

場所 柵原本庁コミュニティセンター

協議事項

- ・ 学校建設説明会のまとめ（概略）の報告について
- ・ 答申（素案）の方向性の提案と質疑について
- ・ 答申（素案）の了承について

(11) 第10回美咲町柵原地域義務教育学校整備検討委員会

日時 令和元年10月3日（木）午後6時30分～

場所 柵原本庁コミュニティセンター

協議事項

- ・ 答申（成案）に対する質疑について
- ・ 答申の報告のまとめと了承について